

令和 7 年 4 月
龍谷高等学校 教務部

龍谷高等学校・中学校における令和 8(2026)年度教育実習の申込について

1. 教育実習期間

令和 8 年 5 月～6 月実施予定

2. 教育実習生の資格

- ① 原則、本校を卒業した者。
- ② 卒業後教職に就くことを希望し、実習期間中本校での実習に専念できる者。
- ③ 学力・人物共に本校の生徒を指導するに相応の力を持ち、また真摯に努力する者。
- ④ 所属大学で教育実習のための単位をすべて修得または修得見込みであり、大学からの依頼書を提出できる者。
- ⑤ 本校で実施している科目での免許取得を希望している者。

3. 教育実習の手続き

- ① 令和 7 年 4 月 16 日～6 月 13 日までの期間に来校または電話にて教育実習の申込を行う。
- ② 本校にて受入れの可否を審議後、結果を報告
- ③ 受入れ可能の連絡がきた場合、大学より教育実習生受入内諾依頼書を本校宛に郵送または実習生が持参。
- ④ 令和 8 年 3 月以降に単位修得状況を確認し、正式な教育実習受入依頼文書を大学より本校へ郵送または実習生が持参。
- ⑤ 教育実習の正式な日程等を本校より返送。
- ⑥ 教育実習費を納入。
- ⑦ オリエンテーションへの参加。

4. 教育実習の受入れ

教育実習の受入れは、本校の従来の教育活動に支障を来さないことを条件とする。
実習期間中に実習生として相応しくない行為等がある場合、生徒若しくは学校職員に損害を与えた場合、施設整備等を破損した場合は、本校長より当該大学へ速やかに連絡を行い、大学は教育実習を中止させることがある。